

令和5年度愛媛労働基準協会松山支部
安全衛生部会資料

< 資 料 一 覧 >

- 1 令和5年 労働災害発生状況（令和5年11月末現在 松山署版）・・・P1
- 2 令和5年 業種別・署別労働災害発生状況（令和5年11月末現在労働局版）・・・P2
- 3 令和5年労働災害発生状況（令和5年11月速報値 全国版）・・・P3～P4
- 4 定期健康診断及び特殊健康診断有所見率等の推移（白紙1枚含む）・・・P5～P8
- 5 松山第14次労働災害防止推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9～P10
- 7 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！・・・・・・・・P11～P14
- 8 交通労働災害を防止するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15～P16
- 9 足場からの墜落防止措置が強化されます・・・・・・・・・・・・・・・・P17～P20
- 10 トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。・・・P21～P26
- 11 騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました・・・・・・・・・・P27～P28
- 12 労働安全衛生法の新たな化学物質規制・・・・・・・・・・・・・・・・P29～P36
- 13 リスクアセスメント対象物健康診断に関する
 ガイドラインの概要について（白紙1枚含む）・・・・・・・・P37～P43
- 14 エイジフレンドリーガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・P45～P52
- 15 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう・・・P53
- 16 職場の皆さまへ 転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう・P54
- 17 介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう・・・P55
- 18 介護の現場で働く皆さまへ
 転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう・・・・・・・・P56
- 19 年末年始の労働災害防止に向けた取り組みについて（要請）・・・P57～P59

【別添資料】

- 第14次労働災害防止計画の概要（冊子）

令和5年12月15日（金）
松山労働基準監督署



令和5年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症数を除く)

令和5年11月末日現在
松山労働基準監督署

業種別	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (1~11月)	令和4年 同期	対前年比	
									増減数	増減率
全産業		(7) 619	(6) 562	(3) 583	(2) 662	(2) 585	(3) 564	(2) 499	+65	+13.0%
製造業		(1) 104	108	116	114	92	99	81	+18	+22.2%
食料品製造業		45	35	57	47	35	44	29	+15	+51.7%
繊維工業							1			
その他の繊維製品製造業					1		1			
木材・木製品製造業		9	16	11	9	14	12	12		±0
家具・装備品製造業			2	2	1	2		2		
パルプ・紙製造業						1	1	1		
紙加工品製造業		2	2	1	3	2		2		
印刷・製本業		1		4	1	1		1		
化学工業		(1) 6	5	7	6	4	3	4	-1	-25.0%
窯業・土石製品製造業		7	5	4	7	3	3	1	+2	+200.0%
鉄鋼業				4	2		1			
非鉄金属製造業			1							
金属製品製造業		11	11	8	8	6	11	6	+5	+83.3%
一般機械器具製造業		9	13	7	13	10	9	10	-1	-10.0%
電気機械器具製造業		1	4	3	1	3	6	3	+3	+100.0%
輸送用機械器具製造業		1		2	3	1	1	1	±0	±0
電気・ガス・水道業					1	1		1		
その他の製造業		12	14	6	11	9	6	8	-2	-25.0%
鉱業		1	1		1					
建設業		(5) 76	(5) 56	(1) 68	(1) 69	(1) 69	(2) 55	(1) 56	-1	-1.8%
土木工事業		(4) 28	(2) 18	(1) 17	19	23	(1) 19	18	+1	+5.6%
建築工事業		(1) 35	(3) 34	40	42	32	31	25	+6	+24.0%
うち木造家屋建築工事業		(1) 6	(1) 8	12	8	9	6	6	±0	±0
その他の建設業		13	4	11	(1) 8	(1) 14	(1) 5	(1) 13	-8	-61.5%
鉄道・道路旅客業		8	4	8	8	8	7	8	-1	-12.5%
道路貨物運送業		77	83	79	76	84	62	65	-3	-4.6%
貨物取扱業		5	6	2	7	5	9	4	+5	+125.0%
うち港湾運送業		(1) 1		2	3		2			
農業		6	9	5	7	4	3	4	-1	-25.0%
林業		9	12	10	6	7	10	7	+3	+42.9%
畜産・水産業		2	2	2	3	3	3	3	±0	±0
商業		122	89	95	(1) 136	105	92	92	±0	±0
うち小売業		88	56	72	99	75	71	63	+8	+12.7%
金融広告業		21	10	6	19	8	9	5	+4	+80.0%
映画・演劇業		1		1						
通信業		22	11	16	22	12	17	10	+7	+70.0%
教育研究業		2	12	10	10	12	15	10	+5	+50.0%
保健衛生業		71	63	80	84	85	87	80	+7	+8.8%
うち社会福祉施設		45	36	55	58	63	58	51	+7	+13.7%
接客娯楽業		30	37	29	31	34	33	29	+4	+13.8%
うち飲食店		16	23	18	22	21	21	18	+3	+16.7%
清掃・と畜業		32	33	(1) 28	34	35	(1) 33	29	+4	+13.8%
官公署			1							
その他の事業		(1) 30	(1) 25	(1) 28	35	(1) 22	30	(1) 16	+14	+87.5%

※松山労働基準監督署管内(松山市・伊予市・東温市・伊予郡・上浮穴郡)
※休業4日以上で()内は死亡者数を表し、内数である。

令和5年 業種別・署別労働災害発生状況

令和5年11月末現在（新型コロナウイルス感染症を除く）

愛媛労働局

業種別	局		増減	松山		新居浜		今治		八幡浜		宇和島	
	5年	4年		5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年
全業種	(10) 1319	(9) 1259	+60 +4.8%	(3) 564	(2) 499	(4) 364	362	(1) 157	(2) 158	(2) 137	(3) 146	97	(2) 94
製造業	358	332	+26 +7.8%	99	81	135	135	65	(2) 63	38	(1) 44	21	9
食料品製造業	97	78	+19 +24.4%	44	29	17	16	4	8	23	19	9	6
繊維工業	10	8	+2 +25.0%	1	3	3	3	6	4	4	1		
その他の繊維製品	4	4	±0 ±0	1	1	1	1	2	3	3	4		
木材・木製品製造業	23	28	-5 -17.9%	12	12	5	6		1	6	9		
家具・寝具製造業		4	-4 -100.0%		2	1	1		1	1	1		
パルプ・紙製造業	21	16	+5 +31.3%	1	1	19	15			1			
紙加工品製造業	19	21	-2 -9.5%		2	19	19						
印刷・製本業	5	6	-1 -16.7%		1	2	4	3					1
化学工業	17	10	+7 +70.0%	3	4	10	6						
窯業土石製品製造業	9	15	-6 -40.0%	3	1	1	5	1		2	3	2	1
鉄鋼業	6	5	+1 +20.0%	1		5	5				7		
非鉄金属製造業	1	5	-4 -80.0%			1	5						
金属製品製造業	50	38	+12 +31.6%	11	6	24	18	12	14	1	1	2	
一般機械器具製造業	26	27	-1 -3.7%	9	10	15	14	1	2	1	1	1	2
電気機械器具製造業	10	5	+5 +100.0%	6	3	3	1		1			1	1
輸送用機械器具製造業	42	37	+5 +13.5%	1	1	3	9	34	(2) 25		(1) 1	4	1
電気・ガス・水道業	1	3	-2 -66.7%		1		1	1	1				1
その他の製造業	17	22	-5 -22.7%	6	8	7	8	1	1	1	5	2	
建設業	1	2	-1 -50.0%			1							
土木建築業	(5) 143	(5) 171	-28 -16.4%	(2) 55	(1) 56	(3) 40	52	14	20	16	(2) 24	18	(2) 19
建築業	(1) 52	(3) 60	-8 -13.3%	(1) 19	18	8	16	4	7	12	(1) 8	9	(2) 11
建設業	(1) 60	64	-4 -6.3%	31	25	(1) 13	15	7	6	3	12	6	6
うち水道管建設業	12	13	-1 -7.7%	6	6	3			1	1	3	2	3
その他の建設業	(3) 31	(2) 47	-16 -34.0%	(1) 5	(1) 13	(2) 19	21	3	7	1	(1) 4	3	2
鉄道・道路客運業	(1) 11	14	-3 -21.4%	7	8	2	3	(1) 2	3			6	4
道路貨物運送業	138	131	+7 +5.3%	62	65	50	34	11	13	9	15	6	
貨物取寄せ運送業	13	10	+3 +30.0%	9	4	3	6	1					
うち陸揚運送業	6	3	+3 +100.0%	2		3	3	1					
陸揚運送業	25	41	-16 -39.0%	3	4	2	2	3	2	12	18	5	15
林業	(1) 25	41	-16 -39.0%	10	4	5	3	1	1	1	6	12	8
水産業	(1) 42	17	+25 +147.1%	3	7	4	3	3	4	4	4	4	11
畜産業	(2) 182	25	+5 +2.8%	92	3	45	41	19	23	(1) 12	9	14	14
うち小売業	(1) 133	125	+8 +6.4%	71	63	(1) 31	31	14	16	6	7	11	11
金融業	11	7	+4 +57.1%	9	5	1	1	1					1
映画・演劇業			±0 ±0										
通信業	29	17	+12 +70.6%	17	10	5	3	2	1	5	3		
教育業	20	17	+3 +17.6%	15	10	3	5	2	1	5	3		1
保健衛生業	163	152	+11 +7.2%	87	80	39	36	17	16	13	14	7	6
うち社会福祉施設	110	105	+5 +4.8%	58	51	28	26	8	12	10	11	6	5
接客業	59	50	+9 +18.0%	33	29	11	12	11	3	2	1	2	5
うち飲食店業	37	31	+6 +19.4%	21	18	9	9	5	1	1	1	1	2
清掃業	(1) 51	56	-5 -8.9%	33	29	9	14	5	7	2	1	2	5
その他の事業	49	39	+10 +25.6%	30	(1) 16	9	11	3	1	5	7	2	4

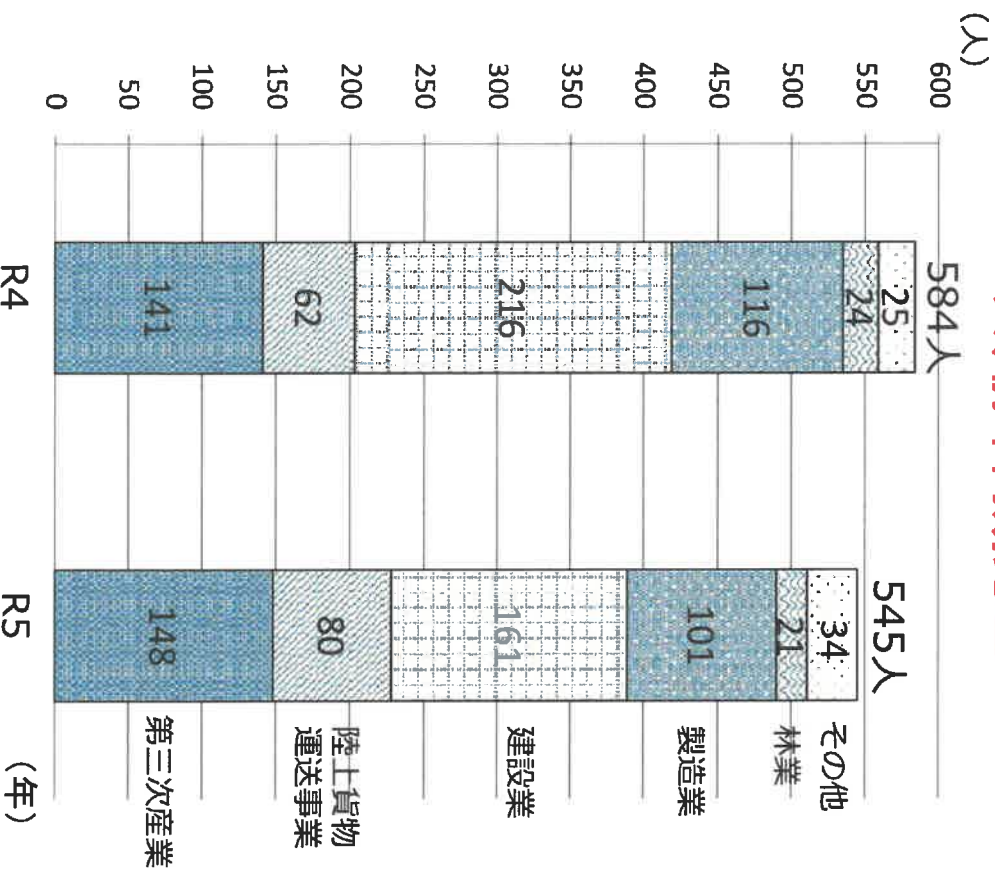
※労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、（ ）内は、死亡者数を差し内数である。

令和5年労働災害発生状況（令和5年11月速報値）

※ 令和5年1月1日から令和5年10月31日までに発生した労働災害について、令和5年11月7日までに報告があったものを集計したものを

死亡災害

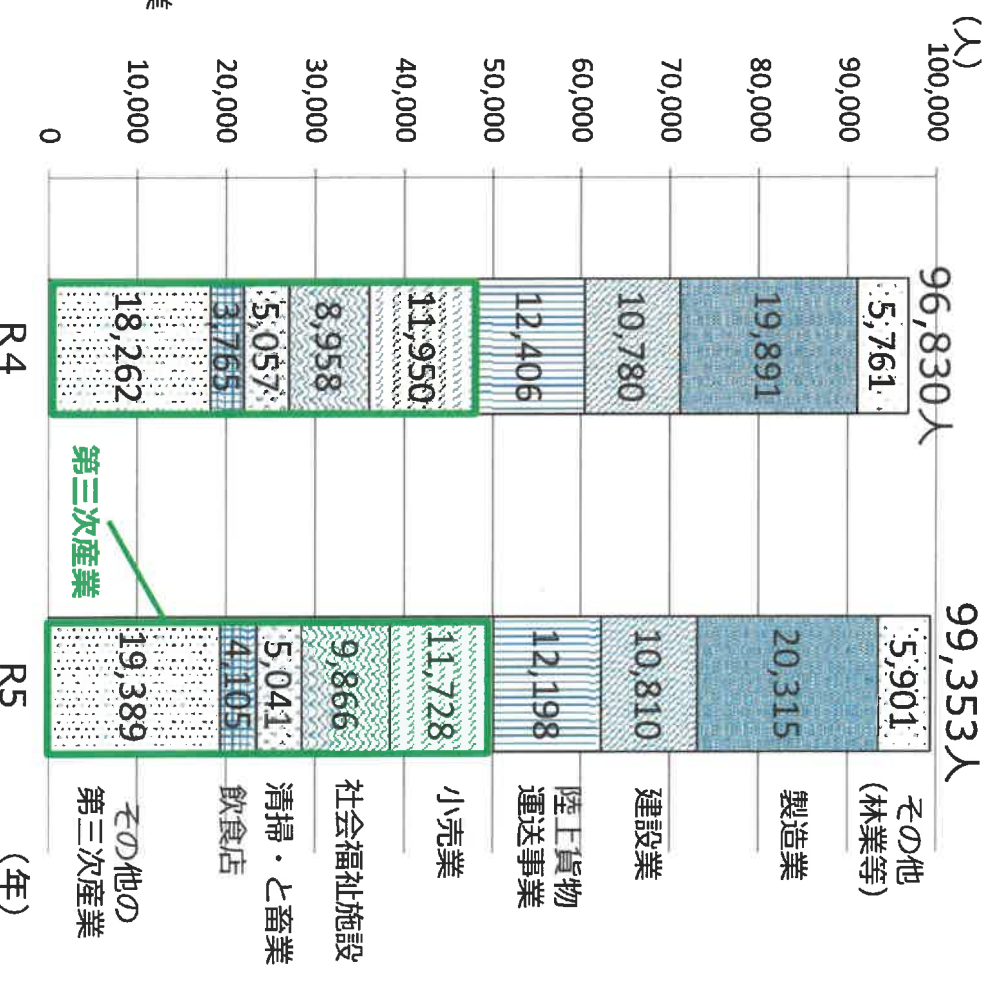
545人、前年同期比 ▲6.7%



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

99,353人、前年同期比 +2.6%



出典：労働者死傷病報告

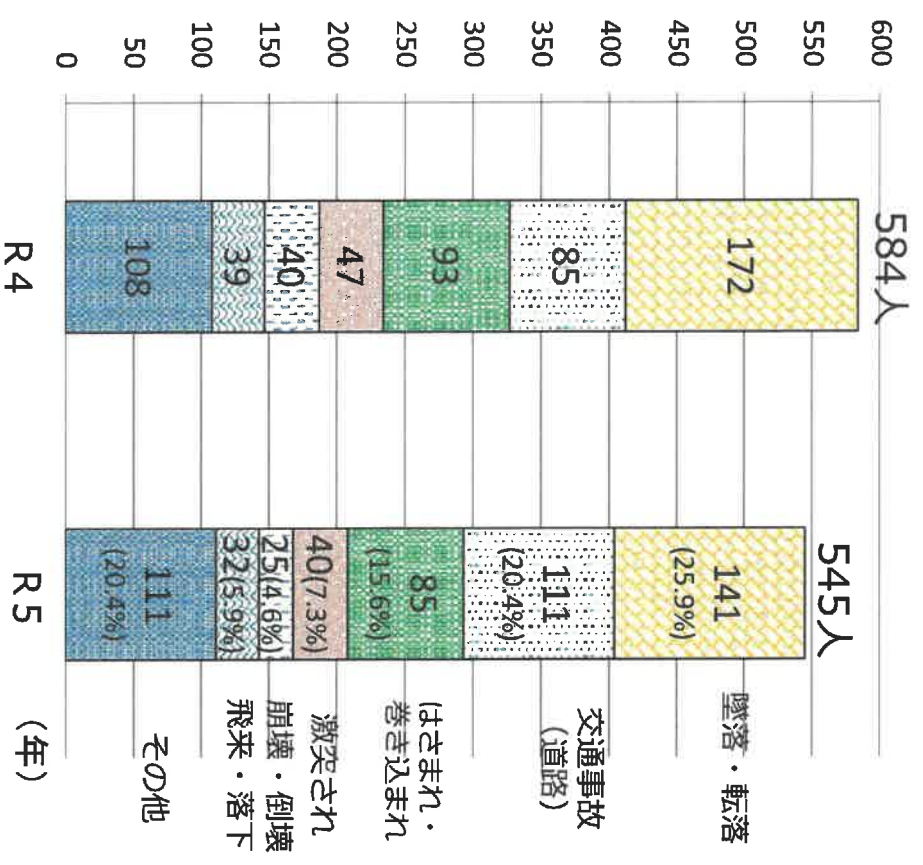
※新型コロナウイルス感染症への対応による労働災害を除いたもの。

令和5年労働災害発生状況（令和5年11月速報値）

※ 令和5年1月1日から令和5年10月31日までに発生した労働災害について、令和5年11月7日までに報告があったものを集計したもの

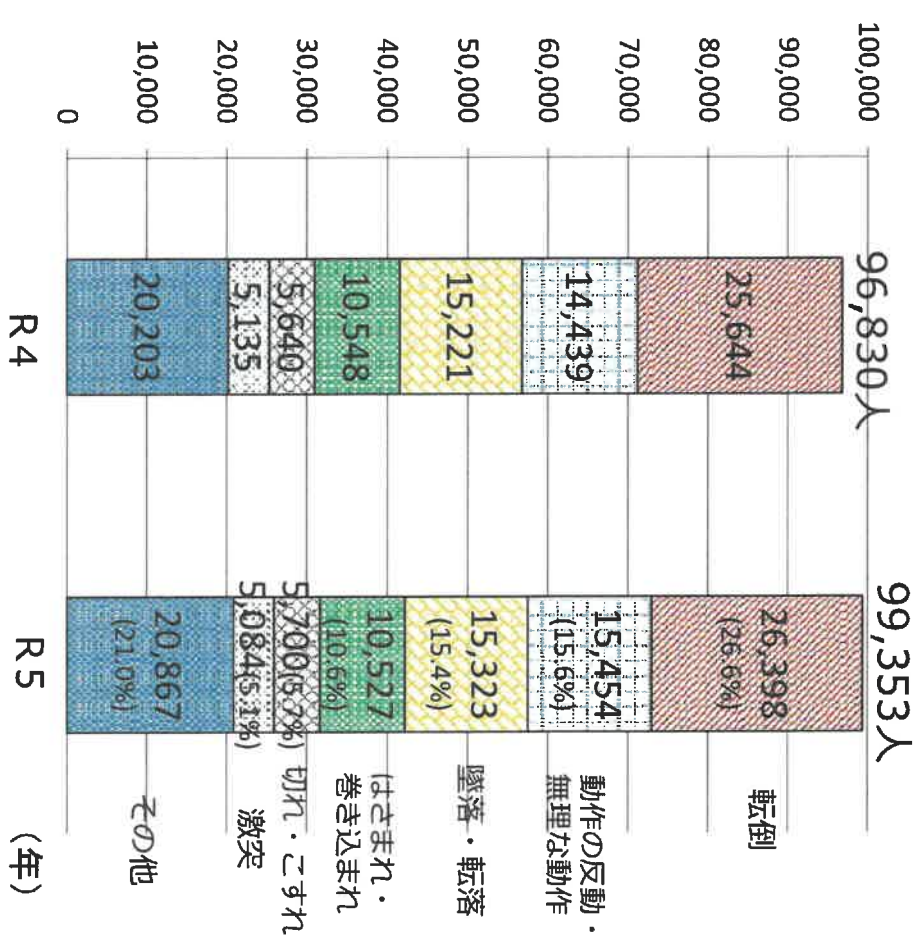
死亡者数

545人、前年同期比 ▲6.7%



休業4日以上の死傷者数

99,353人、前年同期比 +2.6%



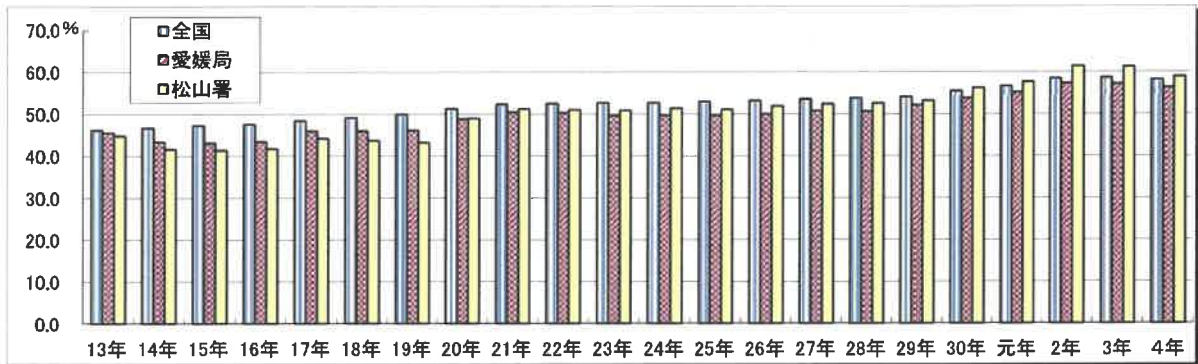
出典：死亡災害報告

出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症への対応による労働災害を除いたもの。

2-2 健康診断

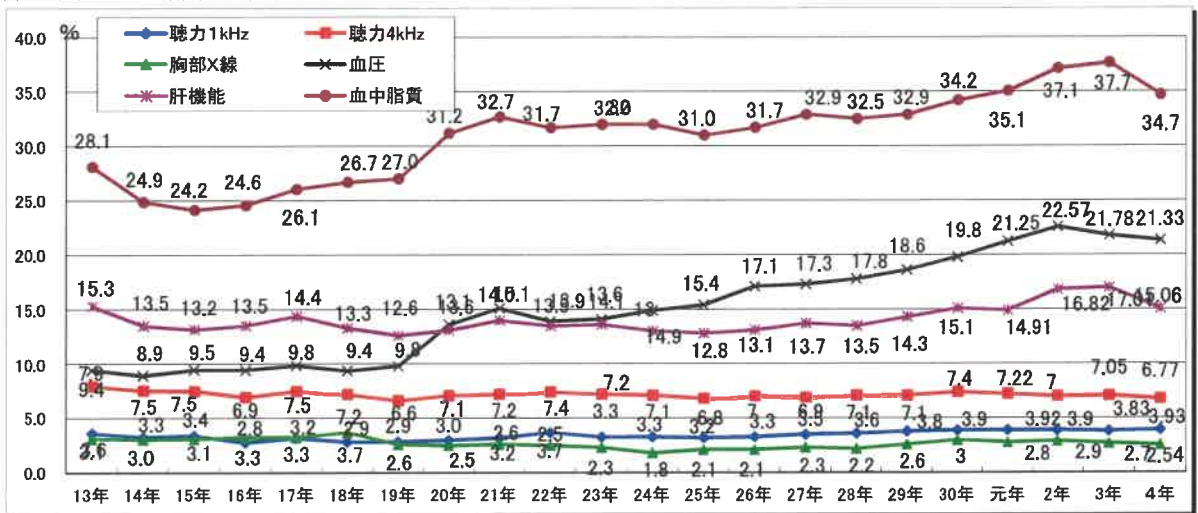
(1) 定期健康診断有所見率の推移



区分\年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
全国	46.2	46.7	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	52.7	52.7	53	53.2	53.6	53.8	54.1	55.5	56.6	58.5	58.7	58.15
愛媛局	45.5	43.4	43.2	43.4	45.9	46.0	46.1	48.8	50.4	50.3	49.6	49.6	49.7	50	50.8	50.6	52.1	53.8	55.2	57.3	57.2	56.29
松山署	44.8	41.6	41.4	41.7	44.2	43.7	43.2	49.0	51.2	51.0	50.9	51.4	51.1	51.9	52.4	52.6	53.2	56.2	57.7	61.4	61.2	58.9

※定期健康診断結果報告(労働者50人以上の規模の事業場に適用)に基づく値。
 ※有所見率とは健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値。

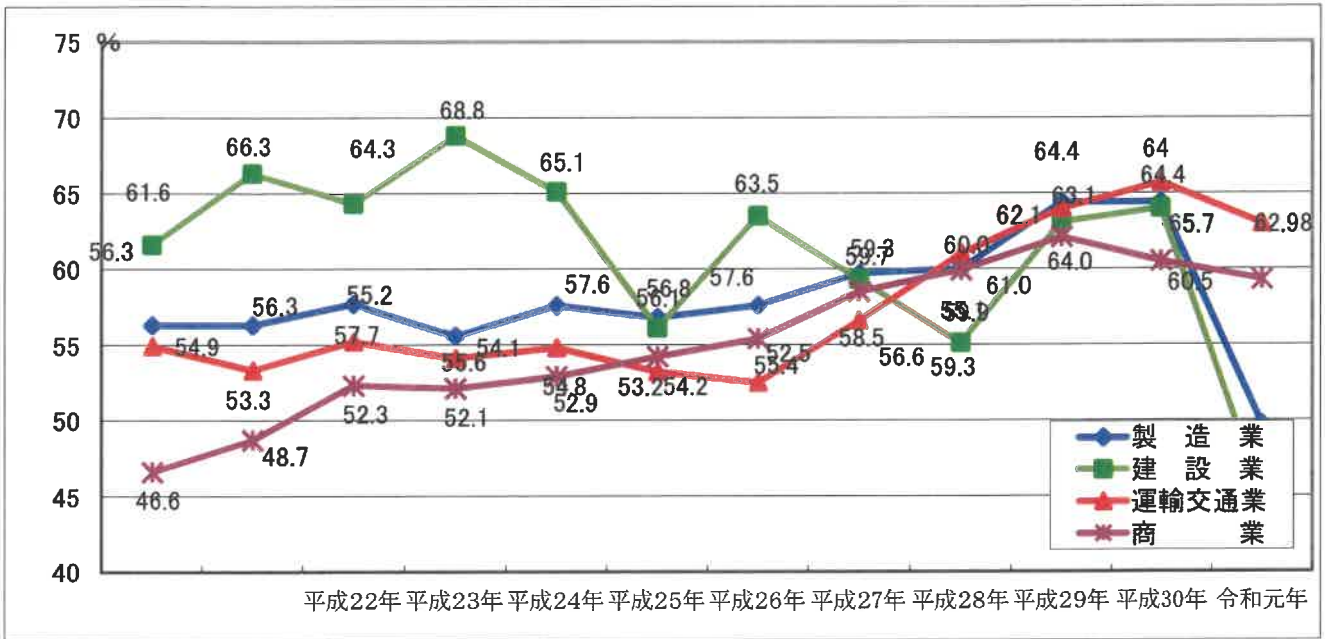
(2) 健診項目別の有所見率(松山署管内)



項目\年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
聴力1kHz	3.6	3.3	3.4	2.8	3.2	2.9	2.9	3.0	3.2	3.7	3.3	3.3	3.2	3.3	3.5	3.6	3.8	3.9	3.92	3.9	3.83	3.93
聴力4kHz	7.9	7.5	7.5	6.9	7.5	7.2	6.6	7.1	7.2	7.4	7.2	7.1	6.8	7	6.9	7.1	7.1	7.4	7.22	7	7.05	6.77
胸部X線	3.1	3.0	3.1	3.3	3.3	3.7	2.6	2.5	2.6	2.5	2.3	1.8	2.1	2.1	2.3	2.2	2.6	3	2.8	2.9	2.7	2.54
血圧	9.4	8.9	9.5	9.4	9.8	9.4	9.8	13.6	15.1	13.9	14.1	14.9	15.4	17.1	17.3	17.8	18.6	19.8	21.25	22.57	21.78	21.33
肝機能	15.3	13.5	13.2	13.5	14.4	13.3	12.6	13.1	14.0	13.5	13.6	13	12.8	13.1	13.7	13.5	14.3	15.1	14.91	16.82	17.01	15.06
血中脂質	28.1	24.9	24.2	24.6	26.1	26.7	27.0	31.2	32.7	31.7	32.0	32	31.0	31.7	32.9	32.5	32.9	34.2	35.1	37.1	37.7	34.7
血糖	8.5	7.5	7.0	7.4	7.6	8.1	7.3	8.6	9.5	9.9	9.3	9.8	9	8.8	9.6	9.2	9.4	10.3	10.6	11.0	11.3	10.81
尿中の糖	3.1	3.5	3.5	3.5	3.3	3.1	2.8	2.4	2.6	2.5	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	3.1	3.2	3.2	3.33	3.73	3.91	4.22
心電図	7.5	6.9	7.3	7.4	8.4	7.7	6.9	6.8	7.6	7.9	7.6	7.3	7.6	8.6	8.9	8.2	9.6	9.1	9.03	9.22	9.41	8.83

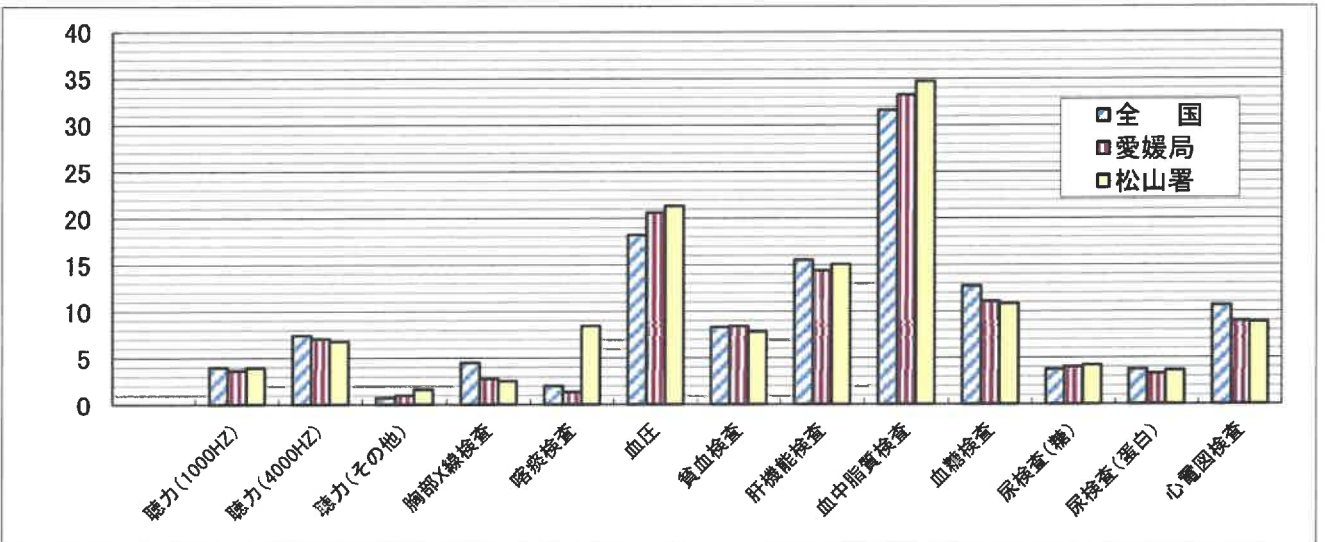
資料:定期健康診断結果報告による

(3) 業種別定期健康診断有所見率(松山署管内)



業種\年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
製造業	54.1	56.3	56.3	57.7	55.6	57.6	56.8	57.6	59.7	60.0	64.4	64.4	49.7
建設業	59.6	61.6	66.3	64.3	68.8	65.1	56.1	63.5	59.3	55.1	63.1	64	45
運輸交通業	56.8	54.9	53.3	55.2	54.1	54.8	53.2	52.5	56.6	61.0	64.0	65.7	62.98
商業	47.6	46.6	48.7	52.3	52.1	52.9	54.2	55.4	58.5	59.9	62.1	60.5	59.3

(4) 健診項目別有所見率(令和3年)

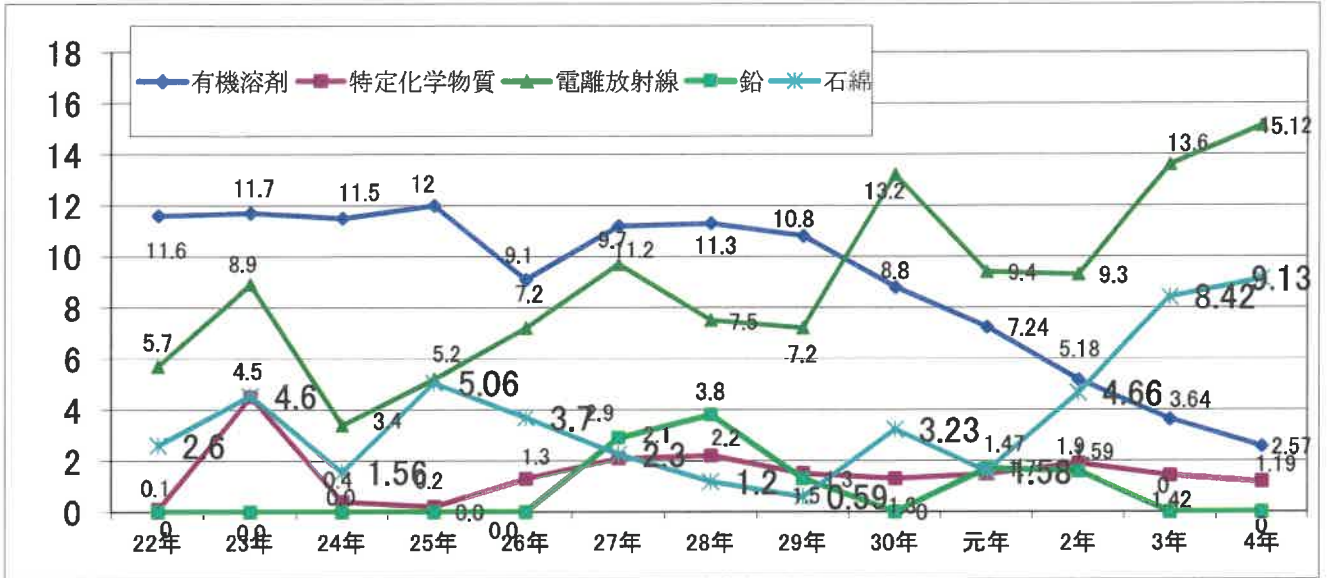


区分\項目	聴力(1000HZ)	聴力(4000HZ)	聴力(その他)	胸部X線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図検査
全国	4.0	7.4	0.7	4.5	2.0	18.2	8.3	15.5	31.6	12.7	3.8	3.8	10.6
愛媛局	3.7	7.1	1.0	2.8	1.4	20.6	8.4	14.4	33.2	11.1	4.0	3.3	8.9
松山署	3.93	6.77	1.61	2.54	8.43	21.33	7.82	15.06	34.70	10.81	4.22	3.64	8.83

※ 表内の数値はパーセントを示す。

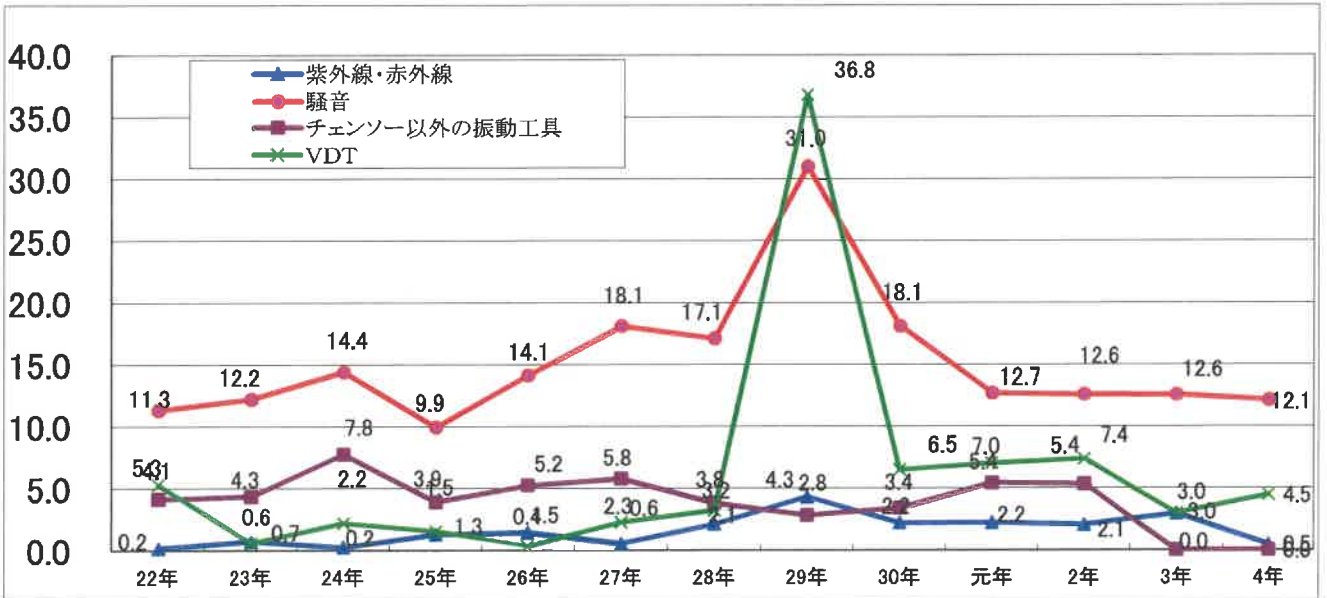
(5) 特殊健康診断の有所見者の推移(松山署管内)

□ 有害業務健康診断



種別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
有機溶剤	11.6	11.7	11.5	12	9.1	9.7	11.2	11.3	10.8	8.8	7.24	5.18	3.64
特定化学物質	0.1	4.5	0.4	0.2	1.3	2.1	2.2	1.5	1.3	1.47	1.9	1.42	1.19
電離放射線	5.7	8.9	3.4	5.2	7.2	9.7	7.5	7.2	13.2	9.4	9.3	13.6	15.12
石綿	2.6	4.6	1.56	5.06	3.7	2.3	1.2	0.59	3.23	1.58	4.66	8.42	9.13
鉛	0	0	0	0	0	2.9	3.8	1.3	0	1.7	1.59	0	0

□ 指導勧奨による健康診断

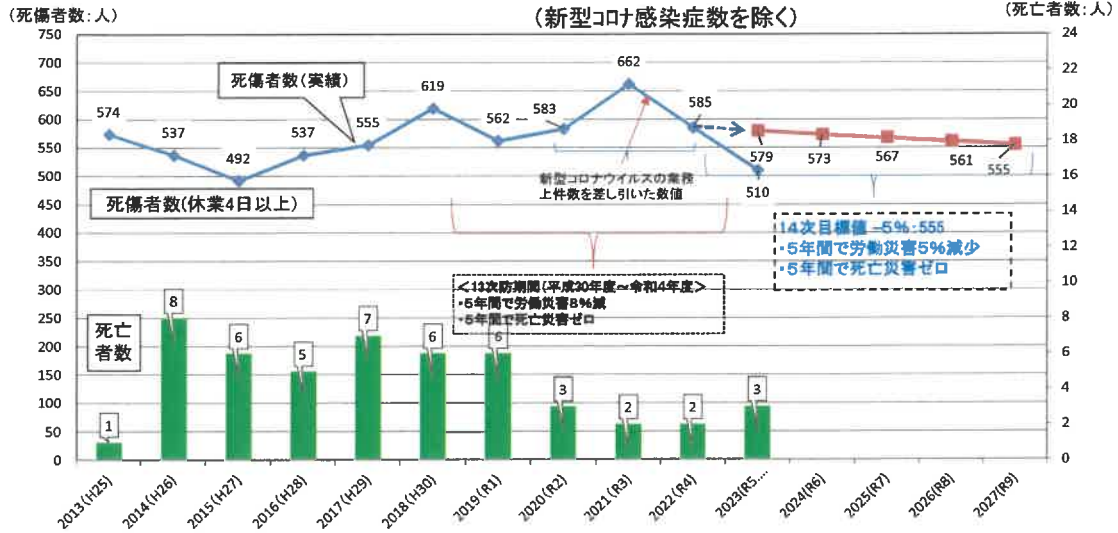


種別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
紫外線・赤外線	0.2	0.7	0.2	1.3	1.5	0.6	2.1	4.3	2.2	2.2	2.1	3.0	0.5
騒音	11.3	12.2	14.4	9.9	14.1	18.1	17.1	31.0	18.1	12.7	12.6	12.6	12.1
チェンソー以外の振動工具	4.1	4.3	7.8	3.9	5.2	5.8	3.8	2.8	3.4	5.4	5.4	0.0	0.0
VDT	5.3	0.6	2.2	1.5	0.4	2.3	3.2	36.8	6.5	7.0	7.4	3.0	4.5

松山第14次労働災害防止推進計画の推進

松山署管内

1 松山第14次労働災害防止推進計画における労働災害の推移



第12次労働災害防止推進計画	松山第13次労働災害防止推進計画	松山第14次労働災害防止推進計画
期間 2013年～2017年	期間 2018 (H30)年～2022 (R5)年	期間 2023 (R5)年～2027 (R9)年
目標 死傷 495人以下 (-15%以上) 死亡 0人 〔平成2017年において：対2012年比〕	目標 死傷 510人以下 (-8%以上) 死亡 0人 〔2022年において：対2017年比〕	目標 死傷 555人以下 (-5%以上) 死亡 0人 〔2027年において：対2022年比〕
実績 死傷 555人(+11.9%) (内数死亡6人)	実績 2023：死傷者数 585人(対前年比：+7.7、+11.6%) ：死亡者数 2人(対前年 ±0人)	

2 松山第14次労働災害防止推進計画の推進状況

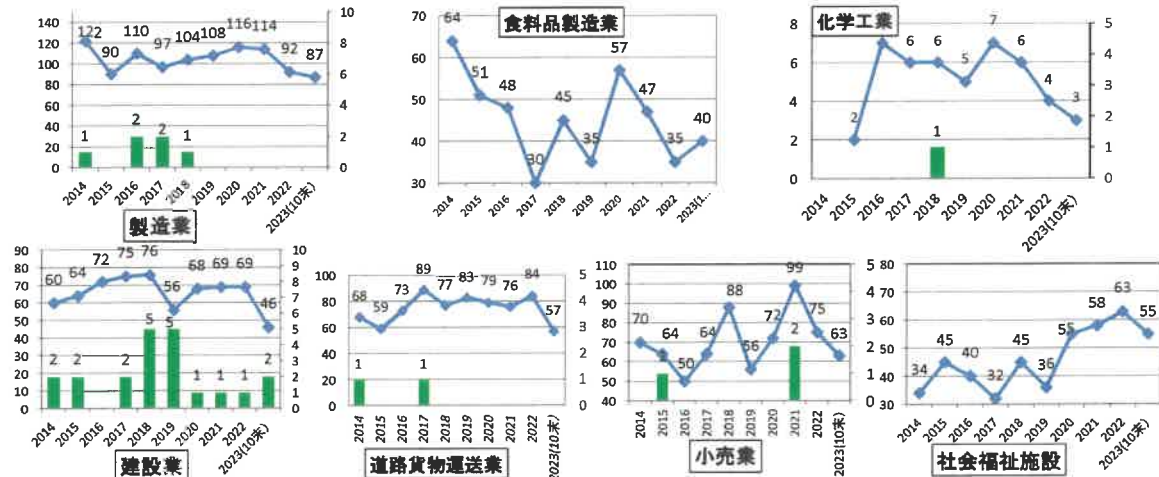
○松山第14次労働災害防止推進計画の目標 2027年までに2022年と比較して

- ①死亡災害：死亡者数を0人以下とする。(今年度)
- ②死傷災害：令和5年比(585人)に対し、5%以上減少させる。
- 業種別目標(上記以外) 2022年までに2017年と比較して
 - 製造業・建設業・道路貨物運送業・林業 死亡災害：過去最少のゼロ人以下 死傷災害：5%以上減少
 - 商業(小売業含む)・社会福祉施設・飲食店 死傷災害：5%以上減少

愛媛第14次防目(愛媛労働局)

死亡者数を、過去最少の7人以下を目指す。
死傷者数を令和4年比較し令和9年までに5%以上減少させる。

重点業種別労働災害発生状況 (新型コロナ感染症数を除く) 折線グラフ/死傷者数(各年確定値) 棒グラフ/死亡者数



○2022年 松山署管内の労働災害発生状況の特徴 (新型コロナ感染症数を除く)

- ・2020年における休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という)は、全産業で585人(前年比-77人、-11.6%)大幅に減少し、死亡者数は2人(前年比±0人)となった。
- 業種別で最多の「商業」で105人(前年比-31、-22.8%)、これに次ぐ「製造業」で92人(前年比-22、-19.3%)となり、この2業種で大幅な減少となった。
- 死亡者数は2人で、前年の2人と比較すると変動はなかったが、第13次防の労働災害減少目標であるゼロの達成出来なかった。
- ・事故の型別では、多い順から「転倒」134人(前年比-14人、-9.5%)、「墮落・転落」131人(前年比+12人、+10.1%)、「動作の反動・無理な動作」89人(前年比-49人、-35.5%)、「はさまれ・巻き込まれ」75人(前年比+18、+31.6%)となっている。ここ数年「転倒」災害が事故の型で最も多い災害となっている。
- ・年齢階層別では、60歳以上の死傷者数が最も多く167人で全死傷者数の28.5%を占め、次いで50歳代の死傷者数が多く134人で全死傷者数の22.9%を占める。この結果から、50歳以上の死傷者数が301人で全死傷者数の約51.5%を占めており、今後、早急の高年齢労働者対策を行う必要がある。

松山第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

添付資料

(計画期間：令和5年～令和9年)

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ハード及びソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 卸売業・小売業/医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発件数以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> 腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。
(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が見込まれる60歳以上の死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）を、令和9年までに令和4年の災害発件数以下とする。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の死傷年千人率（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに全体平均以下とする。
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業者の割合を令和9年までに80%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> 道路貨物運送業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の死亡者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに0人以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 林業において松山第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）ゼロを達成する。

1

松山第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)

アウトプット指標	アウトカム指標
(オ) 労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする 50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<p>アウトカム指標は設定しない</p>
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を松山第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症による死亡者数を松山第14次労働災害防止推進計画期間中にゼロ人以下とする。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、0人を達成する。
- 死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少する。



厚生労働省版（QRコード）
第14次労働災害防止計画

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

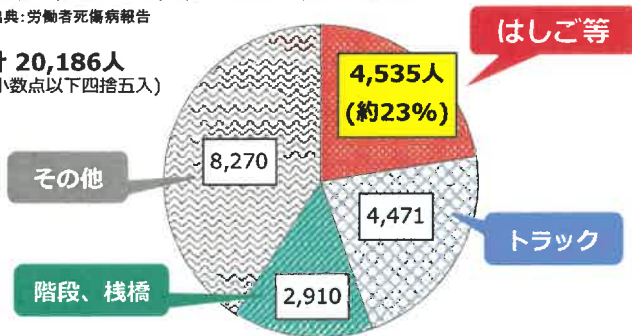
- ポイント 1** はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。 ▶▶▶ P 2 参照
- ポイント 2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。 ▶▶▶ P 3 参照
- ポイント 3** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。 ▶▶▶ P 4 参照

統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡） ※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年～27年 5年平均)

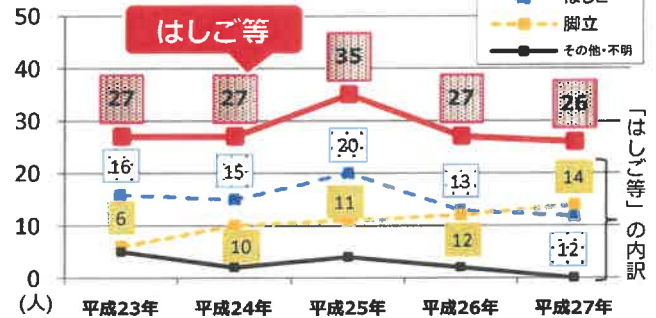
【墜落・転落による休業4日以上¹の被災労働者数】
出典:労働者死傷病報告

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

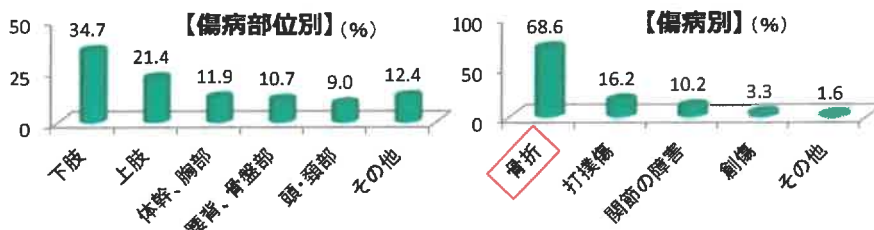
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典:死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上¹の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

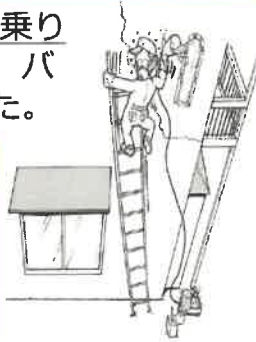
ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

№1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

№2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

№3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

№1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

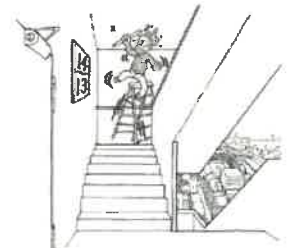


ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

№2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

№3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

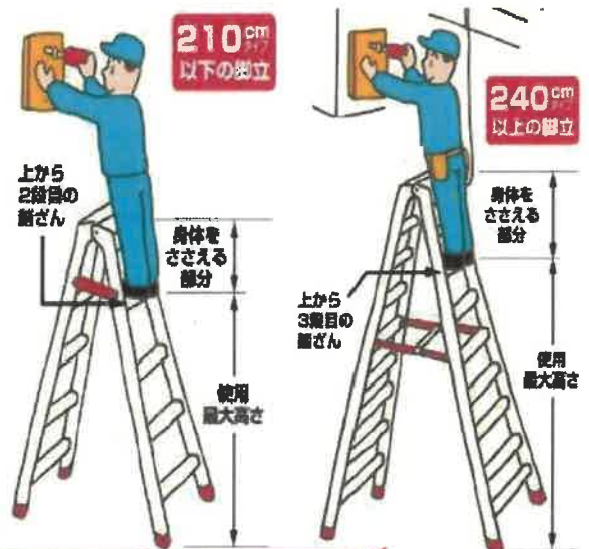


注意し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

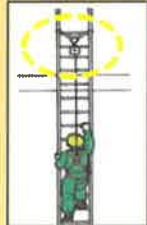
脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

（安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具））

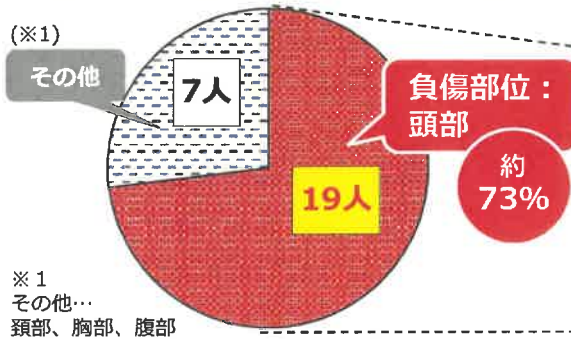


ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

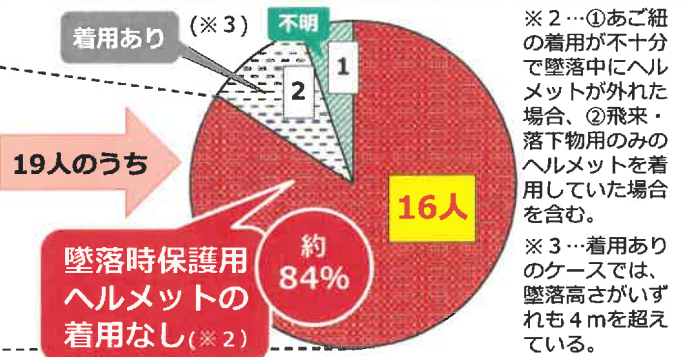
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）
出典：災害調査復命書

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



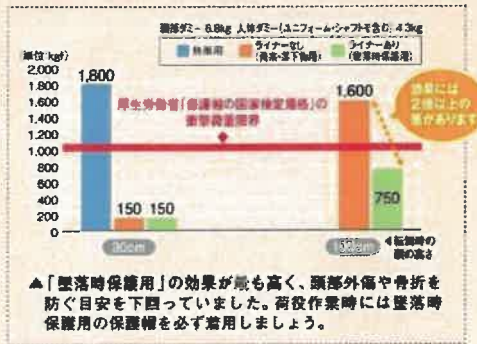
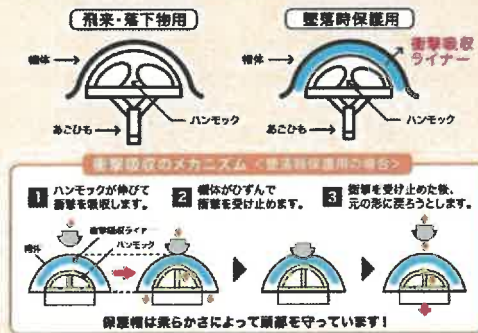
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時
5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

1 要チェック！
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

交通労働災害を防止するために

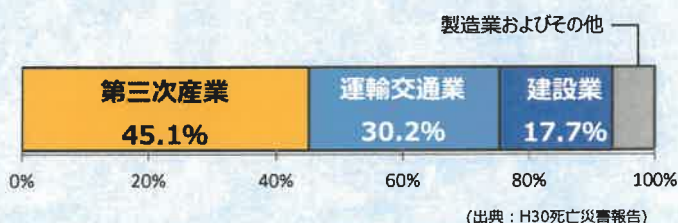
交通労働災害は、死亡災害全体の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上や季節・天候**などへの配慮も必要です。

約7割は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の迎中など建設業で発生しています。運輸交通送業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。

死亡災害（交通事故（道路））の業種内訳（平成30年）



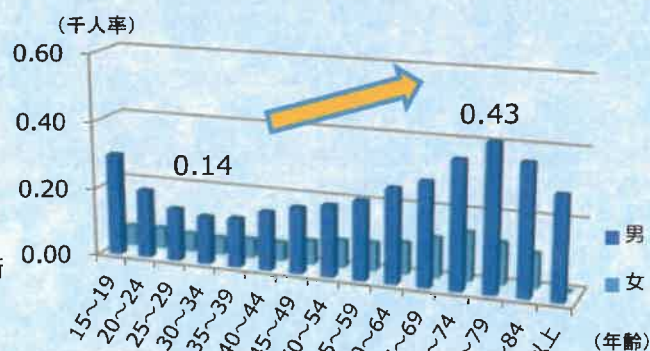
年齢があがるにつれて発生しやすくなる！

交通労働災害の発生率は年齢があがるにつれて上昇する傾向があり、年齢による身体機能の衰え（注1）も一つの要因だと考えられています。高齢者を運転業務に従事させる場合、労働者の健康や体力の状況を考慮した対策（注2）も必要です。

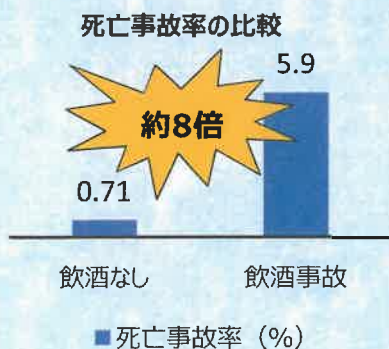
(注1) 高齢者の身体機能は、壮年者と比較すると聴力、視力、平衡感覚などの低下が見られます。また、個人差も大きくなります。

(注2) 厚生労働省は、働く高齢者の労働災害を防ぐためのガイドラインを策定し、職場環境や作業内容の見直しに加え、健康や体力の状況を把握することなどを示しています。

交通事故の年齢別発生率（千人率）



<飲酒運転をさせないで！>



出典：平成30年における交通死亡事故の特徴について（警察庁）

飲酒運転の死亡事故率は、飲酒していない場合の約8倍というデータが出ており、極めて危険です。またアルコールの分解には時間がかかり、ビール1缶でも4時間ほどかかるとされています。

雇い入れ時や日常の安全衛生教育の中で、労働者に対して飲酒による運転への影響を理解させるとともに、乗務開始前の点呼の際に、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか確認してください。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒、睡眠不足などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前の点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合等

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。
- ・荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにする。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇い入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「高視認性の安全ベスト※」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

※参考：JIS T 8127（高視認性安全服）

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝や夕方の早めの点灯を励行する。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結など、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」や「急ブレーキ」など、「急」の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止するために

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

交通労働災害防止

検索



■職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html>

交通労働災害の現状と防止対策

検索

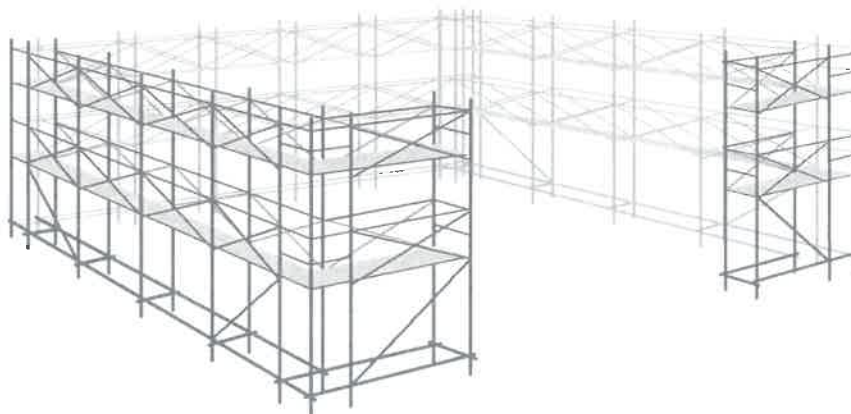


このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

(2020.3)

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所*において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

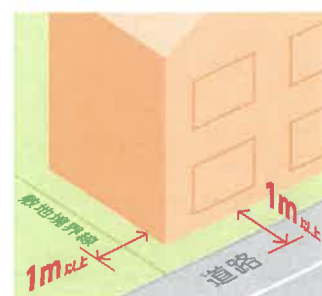
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

● 「幅が 1 メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

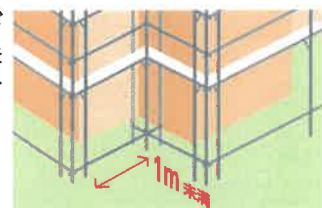


● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

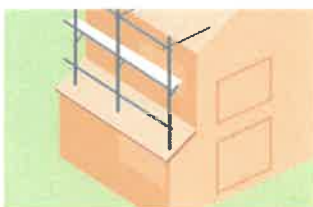
・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



・建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、
第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和 4 年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関する WG」での議論や成果等は、順次、以下の HP で公表します。



https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

(足場からの墜落防止措置) お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。
(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号：03 (5253) 8111 (内線 24813 / 24816)

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



● 昇降設備について (安衛則第 151 条の 67 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

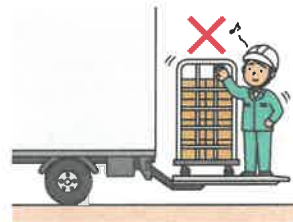
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について (安衛則第 151 条の 74 関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの (平ボディ車、ウイング車等)。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの (テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません)。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作^{*}の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストストップ等々を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識⇒45分以上で可　テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略不可
関係法令⇒省略不可　テールゲートリフターの操作の方法⇒1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識⇒省略可　テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可
関係法令⇒省略不可　テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識⇒省略不可　テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可
関係法令⇒省略不可　テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

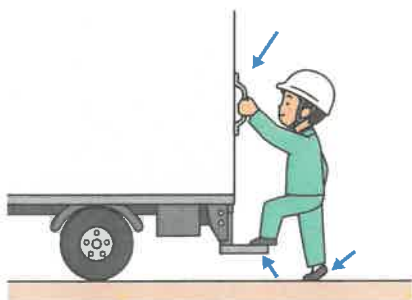
昇降設備の留意事項について



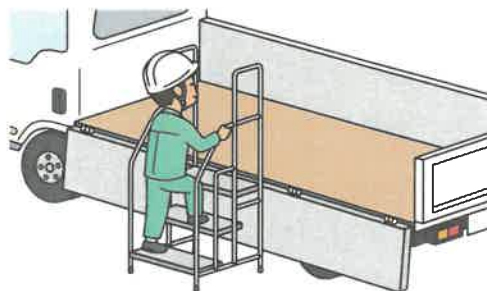
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



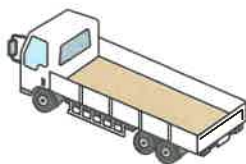
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

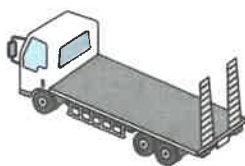


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）



ウイング車



建機運搬車

（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

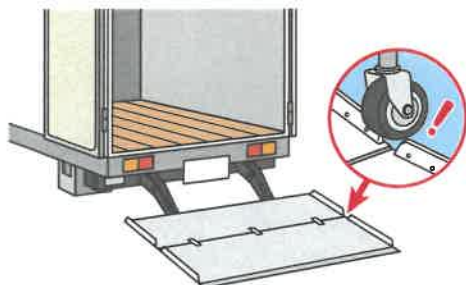


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

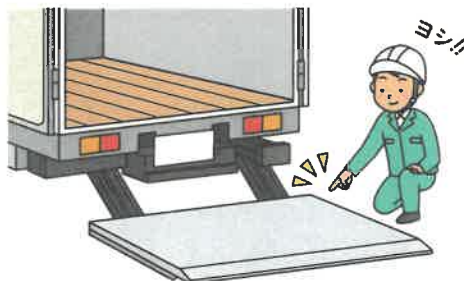
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

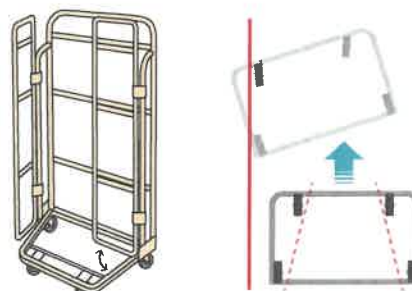
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
<small>改正前(2019年)</small> 3,516時間	<small>改正前(2019年)</small> 原則:293時間 最大:320時間	<small>改正前</small> 継続8時間
<small>改正後</small> 原則:3,300時間 最大:3,400時間	<small>改正後</small> 原則:284時間 最大:310時間	<small>改正後</small> 継続11時間を基本とし、継続9時間



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会(2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索



騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更**しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料は
こちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

職場の騒音対策を確認しましょう！

ガイドラインの対象作業場はこちら



○別表1、別表2いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<ul style="list-style-type: none">□ 騒音障害防止対策の管理者の選任□ 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<ul style="list-style-type: none">□ 騒音レベルの測定※□ 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※□ 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	<ul style="list-style-type: none">□ 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">□ 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施□ 定期健康診断（騒音）の実施※□ 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施□ 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）□ 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	<ul style="list-style-type: none">□ 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育□ 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら

